

廃棄物処理に関する対策についてのご報告

平素は当社商品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

過日からの報道にある「産業廃棄物処理業者による不正流通」を受け、当社の今後の対策について、1 月 21 日に当サイトにて公開させて頂きましたが、対策を実施し始めましたので、ご報告申し上げます。

記

【 産業廃棄物処理プロセス 】

①業者選定及び業務確認について

- 「環境省優良産廃処理業者認定制度」及び「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」の手引きなどに基づき、産業廃棄物処理業者の選定基準を策定しました。
- 委託業務内容をフローチャート化し、作業工程を明確化しました。
- 今後、作業工程チェックリストに基づき、処理を委託している業者の業務が適正に行われているかを確認してまいります。

②処理方法について

- 製品はそのままの形では廃棄せず、破壊あるいは解袋を行い、さらに味噌の製造工程で発生する残さ等と混合し、流通・販売できない状態にしてから廃棄しております。



(解袋機)



(解袋作業)



(分離後包材)



(残さ混合作業)

- 当社から排出される食品廃棄物に関しては、全て上記解袋作業を行い原型を留めない状態で、廃棄してまいります。

【 お客様からのお問合せ先 】

マルコメ株式会社 お客様相談室
フリーダイヤル 0120-85-5420
ホームページ <http://www.marukome.co.jp/>
受付時間 午前 9 時～午後 5 時(土・日・祝日を除く)

【 報道関係者様からのお問合せ先 】

マルコメ株式会社 広報
部担当 : 須田 ・ 松井
お問い合わせフォーム

以上